

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

**10月から「子ども手当」が変わります
申請をお忘れなく!!**

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
全ての方が申請が必要です。)



10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】 (平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・ 0歳～3歳未満 : 15,000円 (一律)
- ・ 3歳～小学校修了前 : 10,000円 (第3子以降は15,000円)
- ・ 中学生 : 10,000円 (一律)

10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。

**申請が
必要です**

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。(公務員の方は勤務先へ申請)

ご注意ください!

以下の方は速やかに申請して下さい。

(3月までに申請しても遡って受け取れません。)

- ・ 10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

(お問い合わせ先) 神崎町保健福祉課 TEL 7 2 - 1 6 0 3